

国立研究開発法人国際農林水産業研究センターの中長期目標期間終了時
における業務・組織全般の見直しについて

令和2年9月15日
農林水産省

国立研究開発法人国際農林水産業研究センター（以下「国際農研」という。）は、開発途上地域の農林水産業の技術の向上に寄与する研究開発を行う国立研究開発法人として、農林水産業研究分野における国際貢献と国際連携の中核的な役割を果たし、開発途上地域の農林水産業の発展に貢献するとともに我が国の国益に資する研究開発を推進してきた。

第4期中長期目標では、①研究開発成果の最大化に向けた研究マネジメント改革、②政府方針に即した開発途上地域における研究開発、③法人としてのガバナンスの強化の3点を重点事項として取組を推進してきたところである。

一方、近年、2015年にSDGsが採択され、2030年までに達成すべきゴールに向かって、地球規模課題への課題解決への対応の強化が求められるとともに、我が国の総合的な食料安全保障の確立を図るにあたって、開発途上地域の農業生産等に関する研究開発の強化が求められている。

また、新型コロナウイルス感染症の影響で、人の移動が制限されている状況下において、特に海外との共同研究が中心業務である国際農研においては、課題の設定や実際の研究推進の手法等を見直し、新たな業務推進方法を構築する必要が生じている。

このような状況の中、より高度化・多様化・複雑化する地球規模の課題解決に向け、開発途上地域及び我が国の双方に裨益する研究について、効果的・集中的に実施し、研究開発成果の最大化を図るため、第4期中長期目標における各取組を更に強化・充実することを基本としつつ、「科学技術基本計画」（平成28年1月22日閣議決定）、新たな「食料・農業・農村基本計画」（令和2年3月31日閣議決定）等を踏まえ、主に以下の方向で見直しを行うこととする。

第1 社会実装の加速化と連携の強化

（1）研究成果の社会実装の加速化

研究成果について、積極的に公表すると共に社会実装に向けた道筋を明確化し、最も効果的な国や地域において国内外の関係機関と連携するなど、社会実装に向けた取組を強化する。

（2）他の国立研究開発法人等との連携強化

国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構や国際農業研究機関等の国内外の農林水産業分野の研究機関のみならず研究成果の社会実装を担う機関、民間企業や大学等との連携を強化する。

第2 研究課題の効果的・集中的な実施

(1) 地球規模課題の解決へ向けた研究課題の重点化

国際農研は、これまで地域の問題解決のための技術開発を中心とした活動を行ってきたが、持続可能な開発目標（SDGs）達成のための科学技術イノベーション（STI）が国家戦略として位置づけられる中、我が国の研究シーズとなる課題の比重を高め、相手国と我が国双方の利益に資する地球規模の農林水産技術開発ニーズへ対応した先端的な研究開発について推進する。

具体的には、農林水産業に関する温室効果ガス（GHG）の排出削減・吸収源技術、水・土壤の持続的管理技術、越境性病害虫の管理技術に関する研究開発を重点的に進める。

(2) 国際情勢の変化に応じた対象地域等の重点化

新興国の台頭、地域紛争の激化、新たな感染症の蔓延などの世界の食料システムや国際共同研究を巡る情勢の変化を踏まえ、活動対象地域及び活動内容について、地域ごとの現状や特性、これまでの実績、我が国との関係等を考慮しつつ、現地ニーズに即して重点化するとともに、国際研究機関との連携や国際研究ネットワークを活用し、多国間の共同研究に関する取組をより戦略的に推進する。

具体的には、アフリカ等における地域重要作物の育種・栽培法の確立、バイオマス資源を含む地域資源多用途化技術や地域食品の加工・ロス低減技術の開発のような取組を現地ニーズの変化に即して重点的に進める。

第3 センター機能の強化

(1) 情報収集、分析及び提供の強化

国際農林水産業の情報に加え、環境や生物多様性等の関連する分野の情報収集・分析・提供業務を研究開発業務の中核的要素として位置づけ取組を強化する。

(2) プrezens向上に向けた取組の強化

国際会議への積極的な関与、国内向けの広報活動の充実、双方向コミュニケーションの強化等の国際農研のプレゼンスを一段と高める取組を強化する。

第4 業務全般に関する見直し

上記第1から第3に加え、業務全般について特に以下の取組を強化する。

(1) 業務運営の効率化に関する事項

- ① 国際農研に求められる機能を果たすため、適切な組織・人員体制を整備する。
- ② 研究課題の進捗管理を行い、研究課題の評価にあたっては、国際的な見地に基づいて実施するとともに、評価結果に基づく「選択と集中」を徹底するなどPDCAサイクルを強化し、不斷の業務改善を行う。

(2) 財務内容の改善に関する事項

効率的な財務運営を進めるとともに、競争的資金等の外部資金の獲得に積極的に取り組むなど、自己収入の確保を加速化する。

(3) その他業務運営に関する重要事項

上記業務を効率的・効果的に進めるため、

- ① 内部統制等に関する理事長のトップマネジメントを強化する。
- ② 情報漏えいを防止する体制を確立するとともに、めざましい変革を見せる情報セキュリティ技術を参考としつつ、より実践的な情報セキュリティモデルの導入を推進する。
- ③ 新型コロナウイルス感染症によって生じた社会変化に対応した業務運営体制の構築などを進める。
- ④ 研究開発のマネジメントを行う人材の確保・育成方針を策定し、人材確保・育成を進める。